

かがわ 貸したい人と借りたい人のための 農地活用レポート



目次

はじめに 02

香川県に移住して夢を実現する若き農業経営者の方々 03

 温暖な香川県は農業の理想郷 量より質で収入安定を目指す
 堤 哲哉 さん（善通寺市）

 再生・発展・継承で 島の特産品を育てる
 実都農園 向井 亮二 さん（小豆島町）

 「いいしごと いいやさい いいあした」 自らの力で明日を開く喜び
 株式会社荒川農園 荒川 鉦章 さん（高松市）

 遍路で知った讃岐の良さ 全ての経験は農業に役立つ
 岡上農園 岡上 豊 さん（観音寺市）

農地中間管理事業のしくみ、早わかりQ&A 07

地域の活性化に向けた「人・農地プラン」の実質化について 09

農地中間管理事業がより使いやすくなりました（機構法の改正） 11

農業委員会における農地利用の最適化に向けた活動について 12

農地の貸し手・借り手に対する支援 13

 ※（ヒント）農地中間管理事業を活用した農地集約化への取組み

土地改良事業との連携強化 15

 （農地中間管理事業を活用した土地改良事業への取組み）

所有者不明農地（相続未登記農地）の活用について 17

 農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

農地売買等事業について 18

公益財団法人香川県農地機構の概要 裏表紙

農業・農村を取り巻く情勢については、人口減少に伴うマーケットの縮小や、農業者の減少、高齢化の進行など依然厳しい状況に直面しております。

このような中で、本県農業・農村を将来にわたって維持・発展させるためには、認定農業者や集落営農などの担い手を確保するとともに、農業を次の世代に確実に継承していくための生産基盤の強化を図ることが重要であり、こうした基盤を確立してこそ、若者が夢や希望を託すことのできる魅力ある成長産業となるものと考えております。

農地中間管理事業については、スタートして6年が経過し、担い手への農地の集積を推進する手段として地域に定着し、担い手の経営改善に寄与してきました。令和元年度においても担い手の方々に500ヘクタールを超える農地を貸し付け、これまでの実績を加えると、県内の農地面積の8%が、農地中間管理事業で担い手に集積・集約化されたところであります。

このような中、今後、更なる担い手への農地の集積・集約の加速化に向け、昨年11月には、改正農地中間管理事業法が施行され、事務手続の簡素化などが図られたほか、本年4月からは、対象地域が、これまでの農業振興地域から県内全域に拡大されるなど、より活用しやすくなったものと考えております。

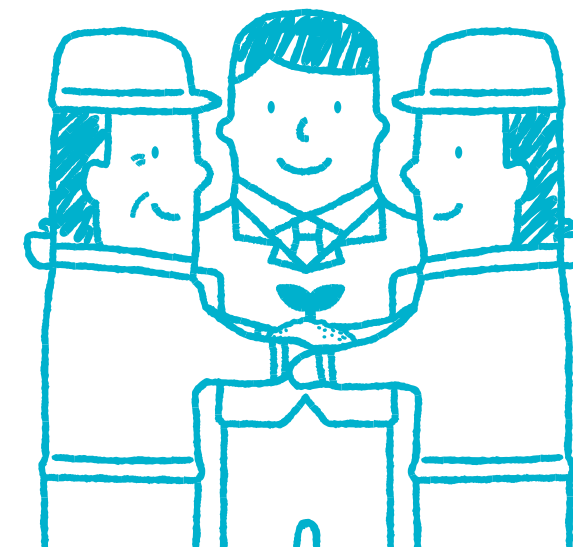
今後、地域農業を活性化していくためには、地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」の実質化が重要であり、当機構においても、市町、農業委員会、JA等の関係団体とともに、実質化された「人・農地プラン」に即した農地の貸借を積極的に推進していくこととしております。また、基盤整備が十分に行われていない地域においては、土地改良関係部局との密接な連携のもと農地中間管理機構関連農地整備事業などについても、引き続き推進していくこととしており、こうした取り組みを通じて、農地中間管理事業の一層の活用を図ってまいりたいと考えております。

今回、農地中間管理事業やその支援対策などについて、農業関係の皆さまにご理解いただくとともに、これらをご活用いただくために、本冊子を作成しました。

皆さまにおかれては、本県農業・農村の持続的発展を支える担い手として活躍いただきますよう、切にお願い申し上げます、冒頭のあいさつといたします。

令和2年3月吉日

公益財団法人 香川県農地機構
理事長 国分 伸二



温暖な香川県は農業の理想郷 量より質で収入安定を目指す

香川県の農園で作付けから経理まで経験を積む

出身は兵庫県です。もともと地に足がついた仕事がしたいと思い、農業に憧れを抱いていました。けれど、大学を出て就農というと、非農家の両親も反対するだろうと、大阪で大型スーパーに勤務していました。転勤が多く、休日も少なく、農業への憧れがふくらむ一方。かと言って、全く経験もなく農業で食べていける自信はありません。そんなときに、大阪の農業フェアで香川県の近藤農園さんから声をかけていただきました。

農業でしっかりとご家族を養っている近藤さんの話を伺い、まずは近藤農園に就職。農園で4年間、農作業技術を身につけ、さらに近藤農園のグループ会社「やさい畑」で3年間、作付けから経理まで農業全般を任せられました。自分から独立を希望したわけではないのですが、住居も耕地も作業所も山までそろった理想的な場所を近藤農園さんが紹介してくれ、独立することになりました。

地域との信頼関係を築く

農業環境は理想的でも、見知らぬ土地に来て、ご近所みなさんに受け入れてもらえるかどうかとても不安でした。用水路清掃や祭りなどにも積極的に参加しているうちに、すぐに地域みなさんになじむことができました。研修中に、作業療法士の資格を持つ妻と結婚し、4人の子どもに恵まれましたが、ご近所の方々が子どもの面倒を見てくれるので本当に助かりました。地域には子どもが少なく、みなさんが大事にしてくれます。都会ではこうはいかないと思います。

また、信頼関係が増すに連れ、土地を貸してくださる人も増え、周辺に点在する畑を軽トラや自転車移動する毎日です。10年間はエコ野菜部会の部長も経験し、水利組合長や生産組合長、仲多度レタス部会の部長なども任せられるようになり、おかげで農業の仲間もたくさんできましたので、来た当時の心細さが今ではうそのようです。

再生・発展・継承で 島の特産品を育てる

かんきつ農家を目指し

広島県の出身ですが、両親は香川県で生まれました。母の実家が普通寺市で農家をしていたので、里帰りして味わう収穫体験が農業を目指す原点にあります。愛媛大学農学部、同大学院で修士課程まで進み、かんきつ学を学びました。

卒業後は小豆島の農業法人に就職し、そこで妻と知り合い結婚しました。就職先はミカン農家からオリーブ栽培を中心に六次産業化に成功しています。先進事例として大いに学ばせていただきたいと考えました。自分の中では30歳で独立しようと決めていたので28歳で退職。興味があった愛媛のかんきつ園で有機栽培を1年間学び、再び小豆島に戻りJAインターン生として野菜栽培を学びました。

ライフサイクルに合わせて仕事ができる

農業の良いところは、子どもの成長やライフサイクルに合わせて、自分で経営計画を立てることができることです。怖い上司もいませんから、自分のペースで仕事ができます。子どもに手が掛かる時期には、子どものために時間の都合がつくようにし、収入を増やしたいときは作付面積を増やしてがんばることができます。もちろん、異常気象で計画通りにいかないこともありますが、私の場合、平均すれば年間の収入は安定しています。優良農業経営体ということで、全国担い手育成総合支援協議会長賞など受賞することもできました。

質の良い農産物で勝負！

香川県は温暖な気候に恵まれているので、一年中、好きな作物を思う存分栽培することができます。水不足を心配しましたが、ため池も多く、困ったことは一度もありません。農業をするには理想的な香川県ですが、一つ不満を上げるとしたら、土地が広くないということ。そのため、量ではなく少しでも質の良い農作物を作り、みなさんに喜んでもらいたいと奮闘しています。

農業の醍醐味は、自分の思い通りに計画を立てられることです。私の場合は、1年を通じて作物を収穫し、研修生にもコンスタントに仕事や収入があることを目指しています。自分の努力次第で成果が目に見えて自分の喜びとして返ってくる、農業ほどやりがいのある仕事はありません。

荒れ地を耕しおいしい果実を実らせたい

三都半島にある妻の親戚の畑では30年ほど前までタバコや麦、イモを栽培していたのですが、大半は耕作放棄地になり荒れ野と化していました。休みを利用して開墾し、独立後も少しずつ開墾地や借地を増やしていきました。妻の両親がもともと住んでいたこともあり、県農地機構のサポートもあり、順調に耕地は増えていきました。

小豆島でも耕作放棄地は頭が痛い問題です。借り手が多いわけではありません。かんきつ類を主に取り組んでいる農家では、私たちが最年少。もっと若い人が増えてほしいという願いもあり、魅力を感じてもらえるような質の良い品作りと経営安定を目指しています。特に「ブラッドオレンジ」を島の特産品にしたいと奮闘しています。おいしい果実を作ることができれば、「作ってみようか」という人が増えてくれると期待しています。

二人の願いは、耕作放棄地を開墾し、良いものを育て、次の世代に引き継ぐ農地の「再生・発展・継承」です。自分の子どもという狭い意味ではなく、次の世代に農業を始めたいと思う若者が出てきたときに、農地を渡してあげたいという気持ちで耕しています。木を切り、荒れ地を耕し、苗から植えてきた苦労を知っているからこそこの願いです。

若い人にこそ農業の喜びを知ってほしい

個人への販売も行っていますが、ありがたいことにネットの世界で徐々に口コミが広がり、順調に推移しています。農業の喜びは、食べてくださった方からの「おいしい」という声や感謝の言葉をいただけることです。また、市場の価格に関係なく、自分が思ったとおりのものを収穫できたときは、何にも代えがたい充実感があります。

子ども達が畑を走り回る姿にも幸せを感じます。彼らが安心して口にできる農作物を一番に考え、低農薬を心がけて栽培しています。小豆島は、気候が温暖で、島とはいえないくらいいいものはそろっているの、とても住みやすいところ。アルバイトからでも若い農業人が増えてくれることを願っています。



実都農園
向井 亮二さん
小豆島町蒲野
経営耕地 自作地 25a、借地 180a
農地機構からの借受面積 52a
栽培品目 かんきつ類 100a、キウイ 10a、
にんにく 40a、ブロッコリー 50a、
スイートコーン 30a、オクラ 5a



堤 哲哉さん
普通寺市普通寺町
経営耕地 自作地 約100a、借地 約550a
農地機構からの借受面積 54a
栽培品目 青ネギ 300a、レタス 90a、
キャベツ 80a、ブロッコリー 200a、
トウモロコシ 70a、オクラ 20a



屋外で働く心地よさに目覚め

愛知県名古屋市の出身で家は非農家でした。家庭菜園程度はありましたが、特に農業に興味があったわけでもありません。大学は教育学部ですが、寒いところより暖かい土地が良いと考え、たまたま条件に合ったので香川県の大学に進学しました。卒業の頃は就職氷河期といわれる時代で、教員試験も簡単に受かる状況ではありません。そこで卒業後に香川県の農業法人である木下農園でアルバイトをするようになり、屋外で体を動かす心地よさを実感し、農業を目指すようになりました。木下農園では、人としてもさまざまなことを学ばせていただき、感謝しています。

結婚を機に独立し、兼業農家であった妻の実家の隣で農業を始めました。最初は義父や親戚の方から畑を借り、ちょうど退職した義父に手伝ってもらいました。やがて、畑で仕事をしている姿を見て、周囲の人も声をかけてくれるようになり、お借りする農地も増えてきました。

水環境の改善と日報から始まったデータ分析

このあたりの土地は粘土質で、決して野菜作りに適した土地とは言えません。水がぬけない畑は周囲に溝を掘り、水はけを良くしました。水不足に対しては、大きなため池の水は引かせてもらえないので、小さなため池や井戸から水を引かせてもらいました。最初は5日に1度だけという厳しい条件があり、植え付けの時期の水に苦労しましたが、今では毎日少しずつでも引かせてもらえるようになりました。

一つには米作りをする農家が減ったこともありますが、周囲の人が野菜を作るようになり、今では野菜に必要な水の理解も広がりました。工夫を重ねているうちに、土壌自体が少しずつ良くなってきたようにも思います。

現在は耕地面積も増え、従業員も増えました。人が増えると情報の共有が重要になりますので、日報をつけるようになりました。簡単な指示と報告ですが、何年も続けるうちにデータが残ります。そこで、この貴重な数字を生かしたいと思い、データ分析を行い、予測を立てるなど、徐々に発展させています。

「いいしごと いいやさい いいあした」 自らの力で明日を開く喜び



株式会社 荒川農園
荒川 鉦章さん

高松市三谷町

経営耕地 自作地 0a、借地 1800a
農地機構からの借受面積 58a
栽培品目 ブロッコリー 1900a、青ネギ 450a、
レタス 300a、リーフレタス 100a、
カボチャ 150a



いいあしたを目指して

広大な農地を持つことは難しいので、手間をかけて高単価のものを作るのが一番と考えています。機械化しにくい品目を選んでいますが、それも時代の波で簡素化大量化の波が押し寄せ、いつ競争に勝てなくなるかもわかりません。ですから、常に新しい道を模索し続けています。そこで、土壌を良くする肥料としてサトウキビを栽培し、白下糖づくりにも挑戦しました。予想以上に手間がかかり中断しましたが、これからは新しいことを見つけてチャレンジしていくつもりです。そうした試行錯誤が功を奏したのか、平成26年度全国優良経営体表彰個人経営体部門で農林水産大臣賞をいただきました。

荒川農園の社是は、外国人実習生にもわかりやすく、ひらがなで「いいしごと いいやさい いいあした」です。良い仕事をすれば、上質の野菜ができます。そうすれば農園のみならずみんなに良い明日が来るというわけです。

農業は自分でアイデアを出し実践し、手応えを感じることができます。自由でのびのびと仕事ができる農業の魅力に多くの若者が気づいてほしいと思います。

リスクを回避する貴重なデータ

結婚を機に独立を願いましたが、僕の場合は驚くほどスムーズで、理想的な倉庫付の家と畑を農協の人から紹介してもらい、同時期に隣の地区の人が引退するとのことので農地や農機具も譲り受けました。全てが思うように進んだので、これはお大師様のおかげだと思っただけでした。

コンピューターのシステム設計図を書くような仕事をしていましたが、この仕事と農作業の管理は基本的に同じです。完成から逆算して、いつ何をどうすれば良いのか。収穫の目標を達成するために、どんな品種を選びいつどれだけ苗を植えるのか。例えばレタスだけでも21品種を選び、時期はもちろん、同じ品種でもほ場を分けるなど、リスク分散を行っています。年間契約をしている納入先があり、シーズン中は日々同じ量を必ず納品しなければなりません。そのために、どうすれば良いか、年々細かいデータが残ります。経験がなかった僕にとって、この6年間のデータこそが宝物です。

就農の喜びを広げたい

前職だけでなく高校で学んだことも役立っています。工業高校の機械科だったので、農機具の故障など簡単なことなら自分で修理できます。最近では、これまでの人生が全て農業をやるためにあったように思えます。

さらに農業を選んで良かったと実感するのは、我が子に自分が食べているものがどうやってできたかを教えてやれること。自分が収穫したものが食卓に並び喜びを伝えてやれることです。また、香川県に住んで良かったと思うのは、一人で農作業していると声をかけてくださる人が大勢いること。見知らぬ土地に住み始めた人間にとって、「おはよう」の一言が安心や勇気につながります。考えて見ると、遍路旅の途中で一番やさしかったのは香川の人でした。

これからの目標は、香川県で新たに農業を始める人々をサポートできるようにすることです。研修時代など農場での経験を無駄にするのは、あまりにももったいない。農業で豊かに生きる道を共に考えて行きたいですね。

遍路で知った讃岐の良さ 全ての経験は農業に役立つ

歩き遍路を終えて農業に目覚める

31歳のときに農業の世界に入りました。それまでコンピューター関係の仕事をしていましたが、29歳で仕事を辞め、四国八十八カ所の歩き遍路を始めました。50日ほどかけて巡り、いよいよ次の仕事を決めようと思ったときに、思い切って農業の世界に飛び込みました。以前の職場では社内の人とほとんど話さない日もあり、隣に座っていてもメールで連絡することもありました。当時から、農業へのあこがれを抱いていたような気がします。

得意のネット検索で香川県の石川農園を見つけ就職。全く経験無しの素人でしたから最初の3か月は、農園の仕事がきつくて大変でした。それでも農作業は楽しくて、自分には向いていると気づきました。入社3か月ほどで200万株を種から育てるといふ大仕事をベテランスタッフから引き継ぎました。前任者のデータがあるとはいえ、初心者には荷の重い仕事です。けれど、全てを任せられたのが良かったのだと思います。すっかり農業の面白さに目覚め、これしかないと思うようになりました。



岡上農園
岡上 豊さん

観音寺市大野原町

経営耕地 自作地 10a、借地 490a
農地機構からの借受面積 55a
栽培品目 レタス 400a、ニンニク 60a、
タマネギ 60a、水稲 150a

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、経営規模の拡大を図る担い手や新規就農者等がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。



農地中間管理事業の貸借のメリット

農地を貸したい方

- 農地機構は公的な機関なので安心して貸せます。
- 賃貸借の場合は、機構が責任をもって賃料を支払います。
- 契約の期間満了後は、農用地等は確実にもどります。
- 農地の受け手は農地機構が探し、交渉します。

農地を借りたい方

- 農地機構は公的な機関なので安心して借りることができます。
- 契約や賃料の支払は農地機構を通じて行われ、手間が省けます。
- 新規就農者や参入企業など地縁のない方も農地を借り受けすることができます。

地域の方々

- 地域内の農地が継続的に活用され、地域の活性化につながります。
- まとまって農地を貸し付けた地域には協力金が支払われます。
- 条件によっては農家負担がほぼゼロで基盤整備事業が実施できます。

農地中間管理事業の実施状況

令和元年度に香川県農地機構が担い手に貸し付けた農地面積は570㍏(概算値)となりました。

農地中間管理事業がスタートした平成26年度から約2千4百㍏を担い手の方々に貸し付けており、県内の耕地面積の8%程度となっています。

年度	県内耕地面積	担い手に貸した面積
平成26年度	31,200㍏	104㍏
平成27年度	31,000㍏	399㍏
平成28年度	30,800㍏	413㍏
平成29年度	30,500㍏	434㍏
平成30年度	30,200㍏	532㍏
令和元年度	29,900㍏	570㍏(概算値)

(合計 約2,400㍏)

農地中間管理事業早わかりQ&A

Q 農地のことでどうしたらいいのかわかりません。どこへ相談したらいいのでしょうか。

A 農地のことについては、まずは市町農業委員会に相談してください。その相談の中で、農地を貸したいとのことであれば、市町に駐在する農地機構の農地集積専門員が直接、説明させていただきます。

Q 貸付農地について申し込みをすれば、すぐに預かってもらえますか。

A 農地機構は、申し込みがあれば、その農地を借り受ける担い手を探します。借り受希望者が見つければ、その農地を借り受け、担い手に貸し付けます。担い手である受け手が見つかるまでは、これまでどおりご自身で管理していただく必要があります。

Q 契約の途中で農地を返還してもらいたい場合はどうなりますか。

A 基本的には、農地所有者の方とその農地を借り受けた担い手の方の双方の合意があれば契約を解除することが可能です。

Q 機構に貸し出す場合に、その貸借期間は定めがありますか。

A 原則として6年以上の設定期間としています。なお、借受希望者が6年未満の設定期間を希望している場合は、3年以上であれば、賃貸借等の満了時に更新の協議を行う旨の同意を要件として、可能なものとしています。

Q 農地中間管理事業が活用できる受け手(借受者)に基準がありますか。

A 当機構の貸付決定のルールにより貸付先を選定していますが、基本的には、認定農業者、認定新規就農者、市町基本構想水準到達者、「人・農地プラン」の中心経営体としています。

Q 農地中間管理事業を利用するにはどうしたらいいのですか。

A 農地を貸したい方(農地所有者等)は、原則、市町農林水産課又は市町農業委員会の窓口で、「貸付希望農用地等の機構への登録申込書」に、農地を借りたい方(認定農業者等)は、「農用地等借受希望申請書」に必要な事項を記載して申し込んでください。

Q 農地を貸し付けた場合の賃料はどのように決めるのですか。

A 具体的な賃料の設定については、近隣の状況を参考に、農地所有者の方と受け手の意向により調整します。なお、最近は、賃料が発生しない使用貸借での貸借が多くなってきています。

Q 一度、貸借の契約をすれば、契約は自動更新となるのですか。

A 契約は自動更新はされません。契約期間が満了したときに、更新しなければ必ず農地所有者の方に農地は戻ります。

Q 貸借の契約期間中に受け手が農業経営をやめてしまったらどうなりますか。

A 農地機構が市町(農業委員会)と連携して、新たな受け手を探します。ただし、新たな担い手が見つからないまま2年間が経過した場合は、契約を解除し、農地所有者に農地を返還することとなります。

Q 農地所有者が最近亡くなって、農地の相続ができていませんが、借りてもらえますか。

A 相続手続きをしていただくことは必要ですが、現時点で相続人全員の同意があれば可能です。全員の同意がない場合でも、相続人の持ち分の過半を超える者の同意があれば、最長20年間の貸借は可能です。

「人・農地プラン」の実質化に向けて

「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える人と農地の問題解決のため、集落・地域における話し合いによって、将来の地域の担い手となる経営体は誰か、農地の出し手の状況や農地活用方法、地域農業のあり方等を定めるものです。

今までのプラン

平成31年3月末現在、県下8市7町で170のプランが作成されていましたが、地域での十分な話し合いが行われておらず、担い手のリストだけを掲載しているプランが多く見られました。

人・農地プランの実質化への取組み

令和3年3月までに、太宗の地域で集落での徹底した話し合いにより、人・農地プランを実質化させるため、市町、農業委員会等関係機関が連携して、以下の取組みを実施しています。

1. 話し合いのための情報収集

●アンケートの実施

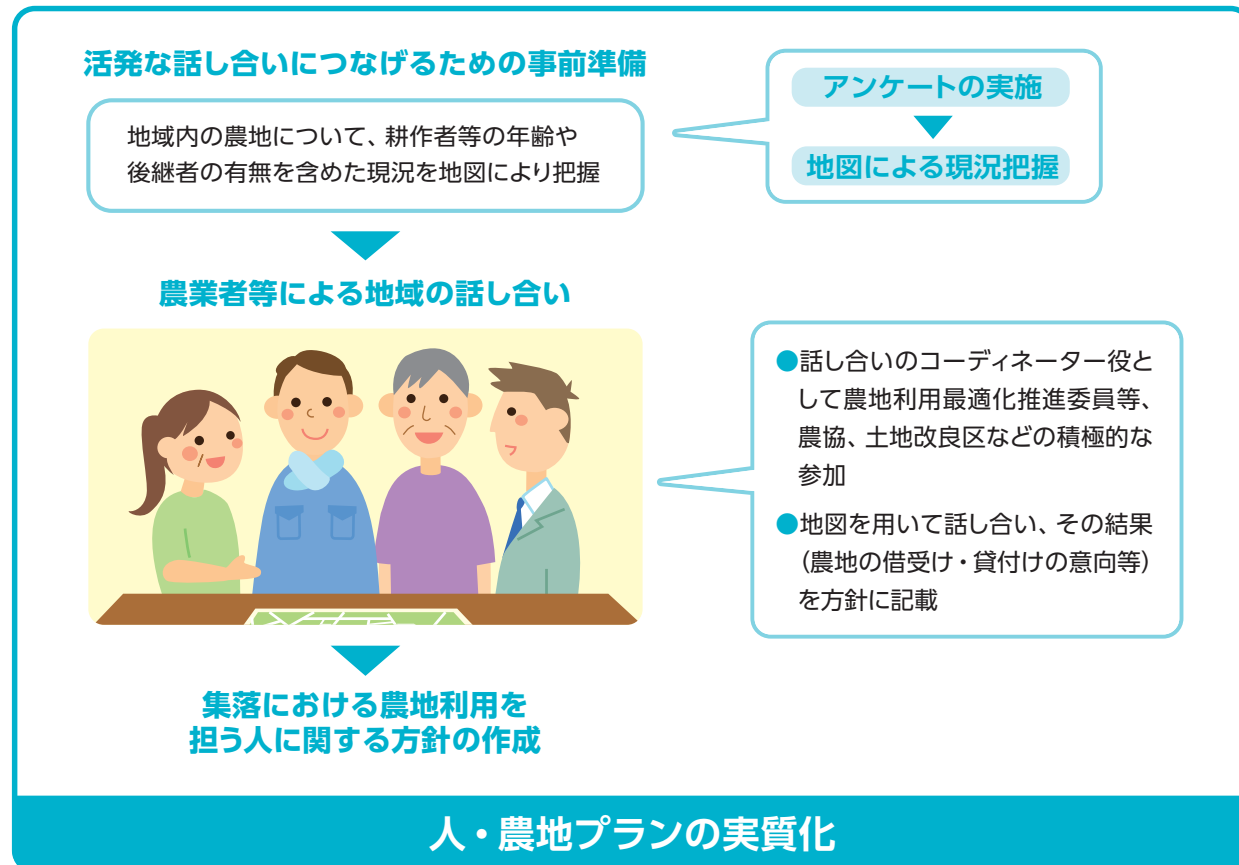
概ね5年～10年後の農地利用に関するアンケート調査を実施（農業委員、農地利用最適化推進委員等が戸別訪問などを行います。）

●地図による現況把握

アンケート調査に基づき、農業者の年齢や後継者の確保状況等を地図に記載して把握

2. 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

地域での話し合いにより、5年～10年後に地域のどの農地を誰に集積していくのかといった農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること



※令和3年3月までにプランを実質化させるための工程表を市町が作成しています。

農業者の皆様へのお願い

各市町においては、実質化に取り組む地区の選定を行ったうえで、実質化に向けた工程表（スケジュール）を作成しており、工程表に沿って、プランの実質化を進めていきます。

農業者の皆様には、アンケート調査への回答、地域での話し合いへの積極的な参加等、プランの実質化に向けたご協力をお願いいたします。

今後、プランの実質化を進めていく中で、担い手がいない地区では、「地区外から耕作に来てもらう」、「新規就農者に任せ」、「担い手に任せるために基盤整備を行う」、「担い手がいないので集落営農組織を設立する」などにつながればと考えています。

人・農地プランの実質化が要件となる事業

人・農地プランの実質化は、多くの国補事業で要件等になっていることから、各種事業の円滑な実施に向けても関係機関が連携を強化して、実質化を推進することが重要です。

実質化した人・農地プランで中心経営体として位置づけられることが必要な事業

事業名等	内容
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）	中心的経営体等が経営の高度化、経営基盤の確立や更なる発展に向け、農業用機械・施設を導入する場合に支援

実質化した人・農地プランで中心経営体として位置づけられること又は農地機構から農地を借りることが必要な事業

事業名等	内容
農業次世代人材投資事業（経営開始型）	人・農地プランで中心経営体として位置づけられている原則50歳未満の認定新規就農者等に対し、年間最大150万円を最長5年間交付
スーパーL資金の無利子化	人・農地プランに中心経営体として位置づけられた認定農業者がスーパーL資金を利用する場合、利子助成により貸付当初5年間の金利を実質無利子化

受益地において実質化した人・農地プランの作成が必要な事業

事業名等	内容
機構集積協力金（地域集積協力金）	機構に地域内のまとまった農地を貸し付け担い手への農地集積・集約化を図る地域（農振地域内）に対し、機構の活用率に応じて協力金を交付
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援

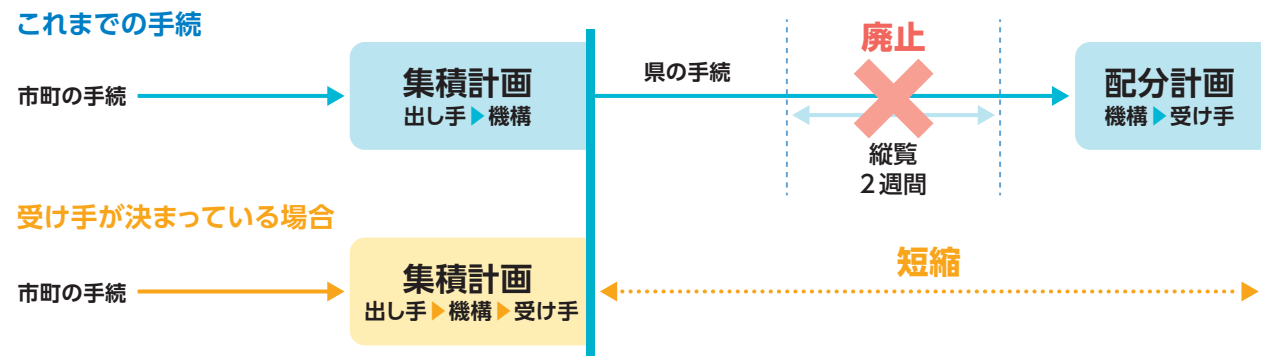


農地中間管理事業がより使いやすくなりました(改正機構法の施行)

農地中間管理事業がスタートして5年が経過したことから、国においては、これまでの取組みを検証し、さらなる農地の集積・集約化に向けて、農地中間管理事業がより使いやすい制度となるよう見直しが行われました。

■農用地等の借受けから貸付までの期間が短縮されました

農地所有者の方から農用地等を借り受け、担い手の方に貸し付けるまでについては、これまで、市町段階と県段階の2段階での手続きとなっていたことから、時間がかかっていました。今回、**市町段階で一括して行える**ことにより、これまで2か月程度かかっていた手続き期間がほぼ1か月に短縮されることとなりました。



■借りた方(受け手)の利用状況報告がなくなりました

借り受けた農地については、効率的な利用を確保することため、その全てについて、毎年度、受け手の方には、利用状況を報告することが課せられていました。

この報告義務が、受け手の方の大きな負担となっていたことから、今回、市町農業委員会が毎年度、実施している農地の利用状況調査に一本化され、**これまでの利用状況報告は、原則、廃止されました。**ただし、農用地等が適正に利用されていないと判断された場合は、利用状況について報告を求める場合があります。

■借り受けができる地域が拡大しました

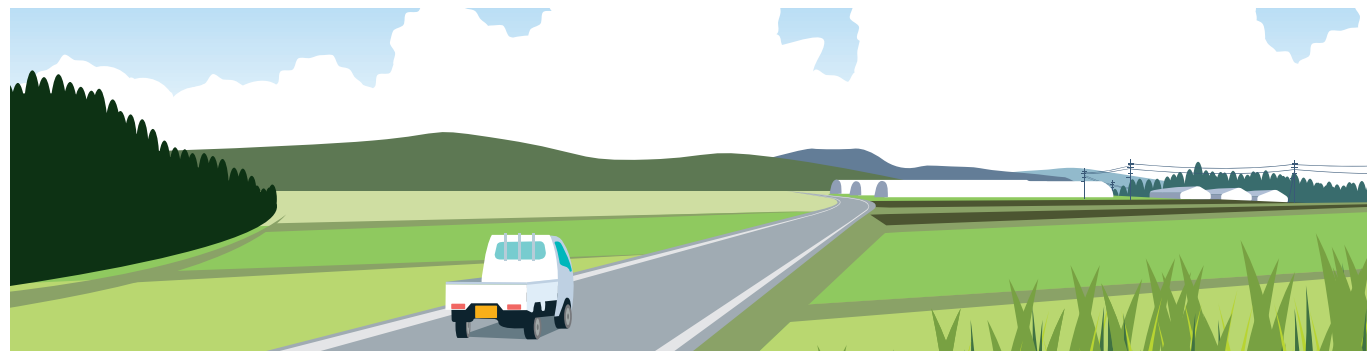
農地中間管理事業については、これまで「農業振興地域の整備に関する法律」で定める「農業振興地域」内の農用地等に限定されていましたが、令和2年4月1日からは、市街化区域以外の農用地等に対象が拡大されました。これで**県内全域での貸し借りが可能となりました。**

ただし、機構集積協力金等の対象地域については、引き続き、農業振興地域内となっています。

■利害関係人への意見聴取が簡素化されました

農地機構が農用地等を貸し付ける際に、その貸し付けについて、これまで広く県民の方々に意見を求めていましたが、今回、その手続きが簡素化され、**農用地等がある地域の担い手の方々の意見を求めるものとなりました。**

※翌月に貸し付ける農用地等については、機構のホームページで1週間、公表します。



農業委員会における農地利用の最適化に向けた活動

農業者の高齢化や減少、遊休農地の増加など差し迫った課題が深刻化する中で、農業委員会は、改正農業委員会法(平成28年4月に施行)により新たな体制を整備し、農地利用の最適化の推進に取り組んでいます。

農地利用の最適化の推進とは

- ①担い手への農地の集積と集約化(耕作地の団地化)
- ②遊休農地の発生防止と解消
- ③新規参入の促進(就農希望者や参入希望企業への相談・支援)などによって農地利用の効率化等を促進すること

1.市町農業委員会の体制

県内17市町農業委員会で、農業委員276名と農地利用最適化推進委員350名の626名を中心に農地利用の最適化の推進強化に取り組んでいます。

2.市町農業委員会における農地利用の最適化の推進

現在、新規就農者や集落営農は増加していますが、地域で尽力されている農業委員や農地利用最適化推進委員からは「農地の借り手がいない」、「借り手がやっと見つかった」などが聞かれ、厳しい状況は進行しています。まずは、将来の農地利用のあり方について地域で話し合うことから始める必要があります。

そこで、市町農業委員会では、「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」において、**①原則として全ての耕作者を対象に、今後の農地利用の意向を調査、②集落座談会等での話し合い活動への積極的な参加**を開始しています。

この意向調査を速やかに終え、集落での話し合いのための情報として提供することで進めますが、調査対象者は5万人弱となっています。また、詳しい意向調査(例えば、規模縮小の意向の方には、どの農地をいつ頃まで耕作されるかなど農地の一筆毎の把握)を行うこととしています。このため、調査期間は長期にわたりますが、将来の農地利用のあり方を検討していくための大切な調査ですので、率直な意向をお願いします。

全国農地ナビをご存じですか?

インターネットで全国の農地の情報を収集したり、農地集積や集約化のシュミレーション、また、集落等での話し合いでの農地図としても活用することができます。一度ご覧ください。「全国農地ナビ」で検索してアクセス(又は<http://www.alis-ac.jp>にアクセス)



農地の借り手に対する支援

農地集積補助金(ソフト 県単独事業)

支援内容

機構から農地を借り受けて経営規模の拡大を図る担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人)が機構から借り受けた面積に応じて2万円/10aを交付。ただし、当該経営体の経営耕地面積が20haを超えた交付対象面積については1万円/10aを交付します。

主な要件

- 新たな貸付けであること
(同一人への再貸付は対象外)
- 集落営農が法人化した場合は、法人化後の経営耕地面積が集落営農の特定農作業受託農地(農作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地)面積より増加していること

※農業振興地域内に限る

農地集積設備導入支援事業(ハード 機構単独事業)

支援内容

認定農業者や新規就農者等が機構を活用して経営開始や規模拡大するために必要となる設備や耐久性資材の導入にあたって、その経費の一部を助成します。

※公募時期は毎年春・秋の2回

農業用施設:トラクターなどに装着する機器・装置等で単独では導入効果が得られない、又は利用できないもの

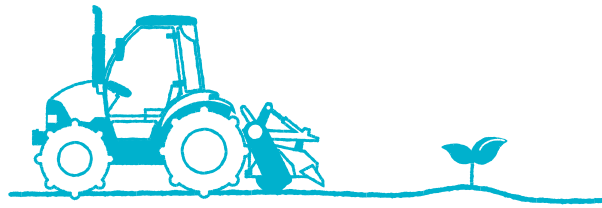
耐久性資材:トンネル被覆用の支柱や留め具などの複数年にわたり使用可能な資材

対象者

認定農業者、新規就農者(経営を開始してから5年以内の者及び事業実施年度に経営を開始することが確実な者)及び認定農業者となることが確実と認められる集落営農法人等で、機構を活用して農地を借り受けている者

助成額

事業費の1/3以内(上限30万円)



ヒントになるよ 農地中間管理事業を活用した農地の集約化への取り組み

香川県では、農地の集積は進んできたものの、農作業の効率化等を図るための農地の集約化は依然として進んでいない状況にあります。他県の優良事例を参考に、本県でも農地の集約化に取り組む必要があります。

T県H市の事例

取り組みのポイント

- 農業委員が地図による話し合いを主導し、集約化が進展
- 分散錯圃の改善により、生産効率がアップ

取り組みの内容

- ① 地域の農業委員が、地域の会合において分散錯圃の解消を提案。農地の利用状況を示した地図を作成し、市と連携して担い手の話し合いをコーディネート。担い手、個人農家、農地所有者との調整を行い、担い手同士の農地交換が実現。
- ② これを機に、農業委員等が中心となり、毎年地域で行う会合において話し合いを継続的に実施。機構を活用し、農地の再配分を行い、集積・集約化に取り組んでいる。

農地の貸し手に対する支援

経営転換協力金交付事業(ソフト 国補事業)

事業の内容

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイヤした農業者に対し、協力金を交付します。

助成額

機構へ貸し付ける農地面積に応じた協力金を交付(1.5万円/10a)ただし1戸あたり上限50万円

主な助成要件

- 機構への貸付期間が10年以上であること
- 農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から所有権等に基づき自ら耕作していること
- 原則として、遊休農地の所有者は対象にならない
- 原則、リタイヤの場合は、全ての自作地(他の農業者に利用権設定している農地及び自作地10a未満を除く)を貸し付けること 等

※農業振興地域内に限る

地域集積協力金交付事業(ソフト 国補事業)

事業の内容

実質化した人・農地プランの策定地域で、地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。

集積・集約化タイプ

地域内の農地の機構の活用率に応じて協力金を交付

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超 50%以下	2.2万円/10a
区分4	—	50%超	2.8万円/10a

機構の活用率
当該年度の貸付面積
地域の農地面積
(前年度までの貸付面積除く)

主な助成要件: 交付対象面積のうち1割以上が新たに担い手に集積されること

集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約化に対して協力金を交付

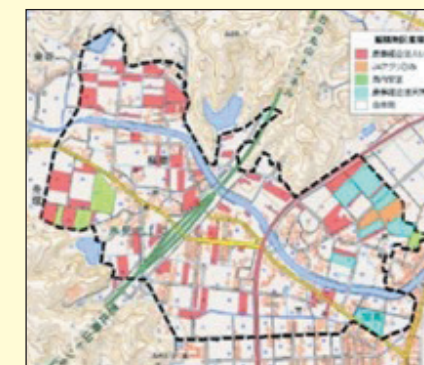
	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

主な助成要件(①または②)

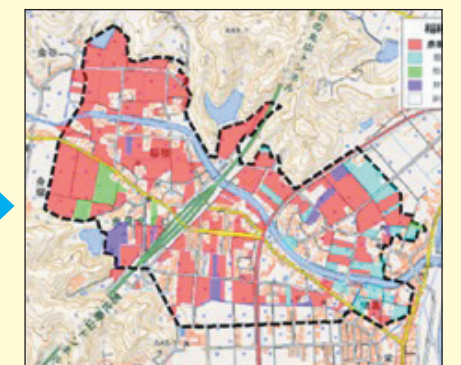
- ① 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
- ② 1ha以上の団地の割合が40%以上の地域で、1団地当たりの平均面積が1.5倍以上になること

※農業振興地域内に限る

機構活用前



機構活用後



取り組みの成果

- 担い手の平均団地面積が増加
1ha→5ha
- 10a当たりの作業時間が減少

農地中間管理機構関連農地整備事業(国補事業)

事業の趣旨と内容

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り受けている農地について、農業者の費用負担を求めず、県が実施する基盤整備を推進します。

(1) 農地整備

機構が借り受けている農地について、区画整理等を実施します。

【対象工種】区画整理、農用地造成

(2) 実施計画策定等

農地整備に必要な実施計画の策定等を実施します。

補助率

国62.5%、県27.5%、市町10%、地元0%

実施状況(令和2年度着工予定) 1地区

主な事業採択要件

- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- 事業対象の農地面積：10ha以上
(中山間地域等は5ha以上)
※事業対象農地を構成する各団地は1ha以上
(中山間地域等は0.5ha以上)の連担化した農地
- 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること
- 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上すること

事業実施主体

県

農地耕作条件改善事業(国補事業)

事業の趣旨と内容

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組みを一括支援します。

【地域内農地集積型】

(地域内の農地集積を計画的に実施するもの)

- 事業工種は区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、農作業道、管理省力化支援等

【農地集積推進型】

(費用負担の軽減を図り、農地集積を強化するもの)

- 事業工種は地域内農地集積型と同様
- 事業費1,000万円以上
- 推進費(整備費の最大5.0%)の交付で農家負担を軽減

【高収益作物転換型】

(農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図るもの)

- 事業工種は「地域内農地集積型」の事業工種に加え、以下の取組みが可能
- 定額助成：高収益作物転換プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援等

実施状況(平成28～令和元年度) 19地区

事業採択要件

(1) 共通要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域
- 総事業費200万円以上
- 受益者数2者以上

(2) 個別要件

【高収益作物転換型】の実施要件

- ハード整備と併せ行うこと
 - 作付面積農地のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること
- ##### 【農地集積推進型】の実施要件
- 担い手への農地集積率が50%以上向上し、全ての農地を集積すること
 - 担い手への集約化率が向上し、80%以上となること

補助率

国50%～55%、県25%、市町・地元20～25%

事業実施主体

県、市町、土地改良区、県農地機構、農業協同組合、農業法人等

農地集積促進事業(県単独事業)

事業の趣旨と内容

本県の実情に即した小規模なほ場整備を推進するため、ほ場整備実施後の担い手への農地の集積率に応じて、ほ場整備の地元負担金の一部を県と市町が助成します。次の表に基づき、ほ場整備事業費の5.5%～12.5%の助成が受けられ、ほ場整備事業の地元負担金の償還に充てることができます。

事業採択要件

- 農地中間管理事業の重点実施区域内
- 平成29年度以降にほ場整備の新規地区として整備する地区

事業実施主体

市町、土地改良区等

農地集積率	ほ場整備の総事業費に対する助成率		
	集積助成	集約加算	計
85%以上	8.5%	4.0%	12.5%
75～85%	7.5%	3.0%	10.5%
65～75%	6.5%	2.0%	8.5%
55～65%	5.5%	1.0%	6.5%

※農地集積率とは、人・農地プランに位置づけられた中心経営体への集積率。
※集約加算は、集積面積の80%以上を集約する場合に加算。
※ほ場整備事業の地元負担額を条件とする。

実施状況(平成29～令和元年度) 1地区

マッチング促進基盤整備事業(県単独事業)

事業の趣旨と内容

機構が主体となって、条件のよくない農地の簡易な基盤整備や再生作業等を行うことにより、農地の集積・集約化と併せて遊休農地の解消にもつなげる。

基盤整備タイプ ※受益者負担20%

機構が農地中間管理権を取得した農地に対して行う簡易な基盤整備(畦畔除去や暗渠排水の設置、法面への抑草シートの施工など)

遊休農地解消タイプ

機構が農地中間管理権を取得した遊休農地における再生整備

事業採択要件

事業を実施した農地の借受者が見込まれ、かつ、その借受者が当該事業に実施を希望していること。ただし、基盤整備タイプについては、機構から貸し付けられて2年以内の農地も含む。遊休農地解消タイプについては、当該農地の借受者は5年以上耕作することが確実と見込まれるもの。

事業実施主体

県農地機構

実施状況(平成30～令和元年度) 6地区

農地維持管理省力化事業(県単独事業)

事業の趣旨と内容

多大な労力を要する農地等の法面の草刈りなどの省力化を支援し、農地の集積・集約化の促進を図る。

(1) 法面管理省力化事業

農地等の法面にカバープランツ(雑草抑制効果のある被覆植物)等の施工や、急傾斜や広い法面などに管理用の小段を設置



(2) 水管理省力化事業

パイプライン実施済地区における給水栓の自動化やポンプ施設の除塵機設置等



事業採択要件

- 農振農用地区域内であること
- 受益戸数が2戸以上であること
- 農地維持管理の省力化により農地の集積・集約が促進されること

補助率

県50%、市町・地元50%

事業実施主体

市町、土地改良区、人・農地プランの中心経営体等

実施状況(平成29～令和元年度) 4地区

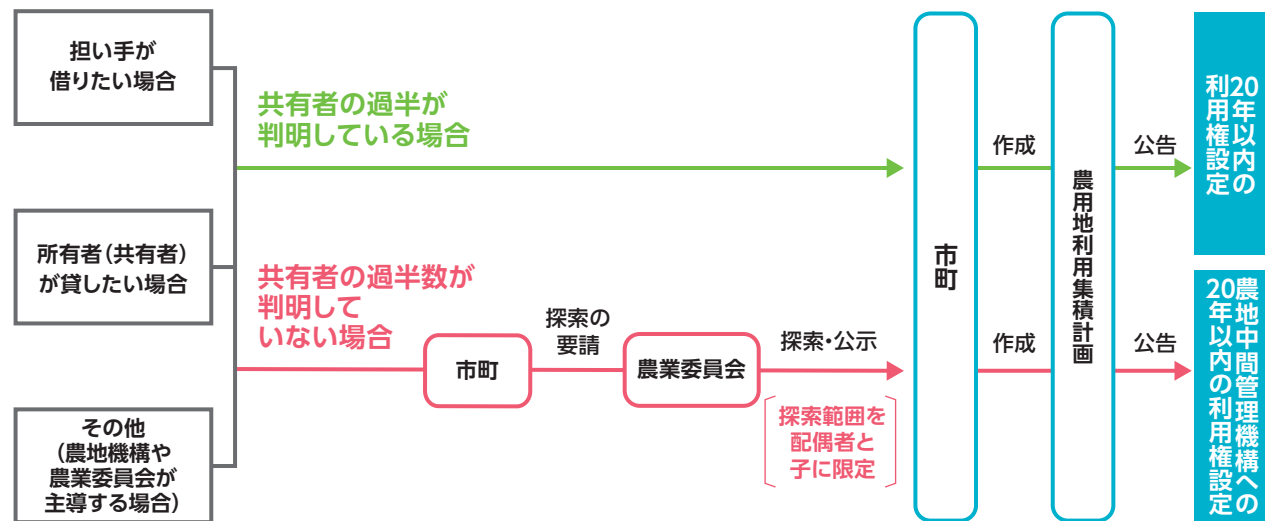
所有者不明農地(相続未登記農地)の活用について

相続未登記農地とは

農地の所有者(登記名義人)が死亡した際に、登記をそのままにしておくと、その農地は相続人全員の共有となります。その後、相続が繰り返されると、共有者がねずみ算式に増えていきます。農地を貸すには、相続人を特定し、その相続人の過半の同意をとる必要があるため、かなり困難なものとなっていました。

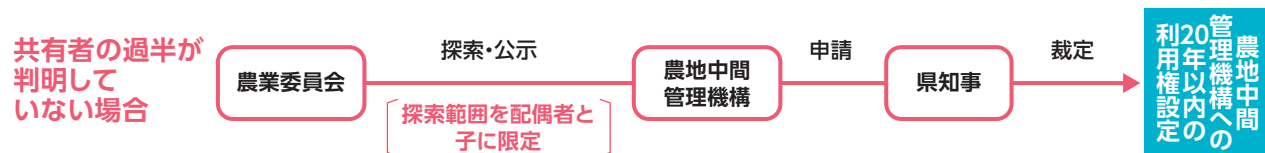
共有者(相続人)の1人が管理(固定資産税の納税等)している場合(農業経営基盤強化促進法による)

相続未登記農地であっても、全ての相続人を確知することなく、簡易な手続きで最長20年間貸借することが可能になりました。まず、所有者不明農地を借りたい方、貸したい方(事実上の管理者など)が、市町に申し出てください。



所有者が分からない場合(相続放棄している場合を含む)や共有者のなかに反対者がいる場合(農地法による)

遊休農地の調査等で判明した所有者不明農地について、農地機構から担い手への貸付けが見込まれる場合などに知事による裁定を経て貸借に向けた手続きをおこなうもの



農地中間管理機構(香川県農地機構)に貸し付けた農地の課税軽減

対象者

所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者

課税軽減の手法

新たに農地中間管理機構に貸し付けた農地*に係る固定資産税を、以下の期間中1/2に軽減する。

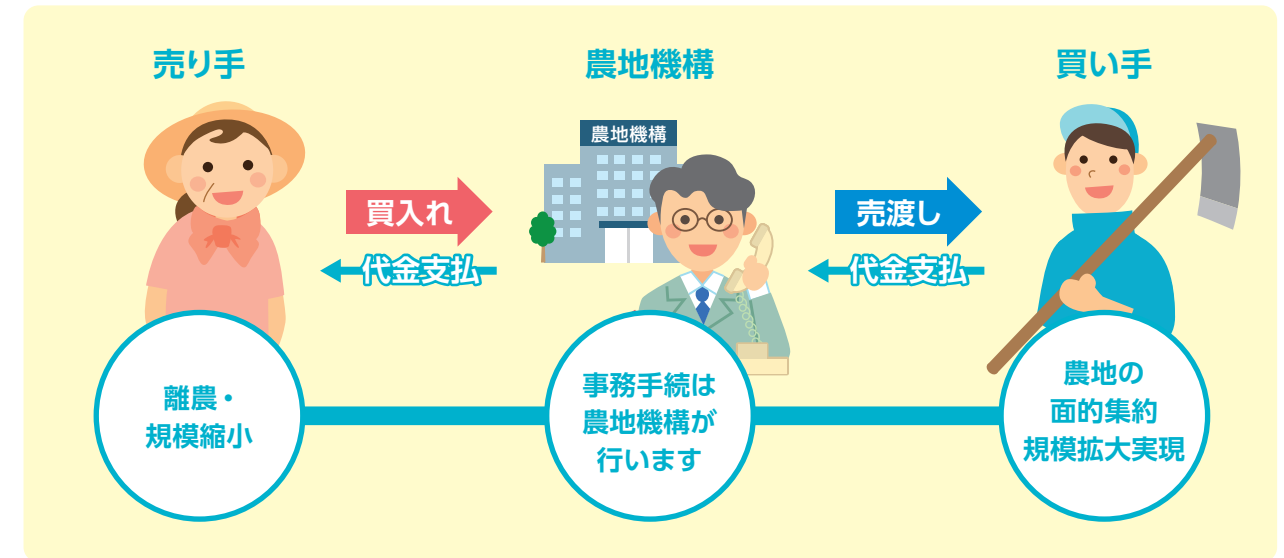
- 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

*所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く。

農地売買等事業(香川県農地機構による担い手への集約)

仕組み

農地機構は、農地を手放したい方(売り手)から農地を買入れて、規模拡大を志向する認定農業者等(買い手)に対して、農業委員会と連携し面的利用集積に配慮して農地の売渡しを行います。



主な手順

- ① 売買の申出 売り手(所有者)、買い手(認定農業者等)から農業委員会又は農地機構へ
- ② 税務協議 機構が資料収集し境界確認等を行い税務署へ事前協議

売り手▶機構へ権利移転

- ③ 農地利用調整会 売り手・機構・農業委員会等が一同に会して売買価格等を確認(調印)
- ④ 農業委員会審査 売り手から機構への所有権移転を審査し公告
- ⑤ 所有権移転登記 売り手から機構へ登記及び代金支払

機構▶買い手へ権利移転

- ⑥ 農地利用調整会 買い手・機構・農業委員等が一同に会して売買価格等を確認(調印)
- ⑦ 農業委員会審査 機構から買い手への所有権移転を審査し公告
- ⑧ 所有権移転登記 買い手から機構への代金支払、その後、所有権移転登記

以上の事務手続きは、農地機構等で行います。

条件等

- ① 対象農用地: 市街化区域と定められた区域以外の農地
- ② 売渡予定者: 規模拡大の認定農業者や認定就農者等
- ③ 売買価格: 農業委員会の意見を聞き、近傍農用地等の価格から見て適当であると判断される価格
- ④ 経営面積: 既耕作地を含めて概ね1ha以上の団地形成が必要

メリット

- 農地を売った方は、譲渡所得税が年間800万円まで特別控除されます。
- 農地を買った方は、不動産取得税が2/3に軽減されます。また、低利な制度資金等が借りられます。*農業振興地域内に限る。

申出

市町農業委員会事務局へ
市町農地機構集積専門員へ



公益財団法人 香川県農地機構について

設置の目的

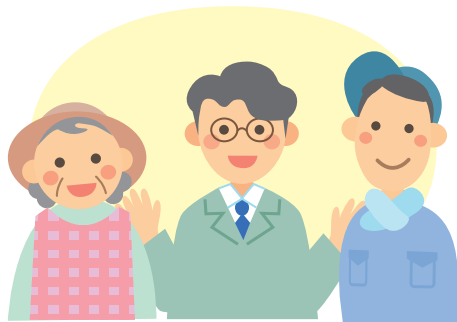
農業経営の規模拡大や農地の集団化、新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るとともに、意欲ある農業者の創意工夫を生かした生産性及び収益性の高い農業の確立並びに青年等就農者の確保・育成への支援。

主な事業

- 農地中間管理事業による農地の貸借・売買
- 意欲ある農業者の経営改善を促進するための事業
- 意欲と能力のある青年等の就農・就業を促進するための事業 等

農地集積専門員の配置

地域の実情に即した農地中間管理事業を推進するため、市町に農地集積専門員を配置し、農地機構を活用した農地の貸借についての農地所有者や担い手の方々からの様々な相談に対応しています。



市町名	駐在部署	電話番号
高松市	高松市農業委員会事務局	087-839-2662
丸亀市	丸亀市飯山市民総合センター	0877-98-7956
坂出市	坂出市産業課	0877-44-5012
善通寺市	善通寺市農林課	0877-63-6412
観音寺市	観音寺市農業委員会事務局	0875-23-3948
さぬき市	さぬき市農業委員会事務局	087-894-1246
東かがわ市	東かがわ市農林水産課	0879-26-1310
三豊市	三豊市農業委員会事務局	0875-73-3046
土庄町	土庄町農林水産課	0879-62-7007
小豆島町	小豆島町農林水産課	0879-82-7026
三木町	三木町産業振興課	087-891-3308
綾川町	綾川町経済課	087-876-5283
多度津町	多度津町農業委員会事務局	0877-33-1113
まんのう町	まんのう町農林課	0877-73-0105

公益財団法人 香川県農地機構

〒760-0068

香川県高松市松島町一丁目17番28号

香川県高松合同庁舎5階

TEL 087-831-3211

FAX 087-813-3737

E-mail k-nk@nifty.com



- 利用交通機関
- ことでん瓦町駅下車 徒歩10分
 - ことでん今橋駅下車 徒歩3分
 - JR高松駅、県営桟橋 タクシー10分

香川県農地機構

検索